

クリスマスフリーマーケット 開催要領・出店規約

TOBEMORI SEEDS は、資源のリユース・リサイクルおよびゴミの減量による環境保護を目的とするとともに、地域住民の皆様にご参加いただき、相互のコミュニケーションを図る機会を設け、豊かな地域社会づくりに寄与することを目的として、本イベントを開催いたします。また、来園する子どもたちに物を大切にする心を育てる機会とすることも目指しております。出店を希望される方は、以下の開催要領および別紙「出店規約」を十分にご確認の上、お申し込みくださいますようお願い申し上げます。

I. クリスマスフリーマーケット 開催要領

1. 開催概要

項目	内容・詳細仕様
主催	愛媛県総合運動公園指定管理者 TOBEMORI SEEDS
日時	2026 年 12 月 12 日（土）※少雨決行、荒天中止
会場	愛媛県総合運動公園 中央広場
内容	リサイクル用品、子ども用品のフリーマーケット
ブース規格	・手売り出店：出店予定数 15 ブース（1 団体 1 ブースまで） ・ブースサイズ：3m × 3m（ブース全体を売り場として使用可能） ・仕様：スペースのみの提供。芝生の上での開催となります。 ・備品等：必要なシート等は各自でご持参ください。雨天時に限りタープやテント等の使用を認めますが、ペグの使用は厳禁といたします。なお、重りをご使用の際は養生作業が必要となりますので、当日現地スタッフまでお申し付けください。 ・区画割：ブースの地割は主催者が決定します。
搬入・搬出車両	・搬入搬出の乗り入れ車両は、基本ご登録車両 1 台とします。

	・複数台での搬入が必要な場合は混み合うため、1 台ずつの乗り入れ（入れ替え）をお願いいたします。
--	---

2. 参加費・決済およびキャンセル規定

- ・参加費：500 円／1 ブース
- ・駐車料金：入園には駐車料金が別途かかります。
- ・支払期日：参加費の支払いは当日朝となります。（現金支払いのみ）
- ・返金規定：午前 11 時までで雨天による中止の場合のみ返金いたします。午前 11 時以降の中止、または出店者の都合で取り止める場合は返金いたしません。
- ・キャンセル料：キャンセル料はかかりませんが、次回からの出店をお断りすることがございます。

3. 出店資格

- ・別紙出店規約を守っていただける、個人、団体、グループ等であること。
- ・企業の参加はお断りします（一般個人または非営利の団体等に限る）。
- ・18 歳未満の方のみでの出店はできません（保護者の同伴が必要です）。
- ・暴力団並びに暴力団と関係のある者の出店は一切認めません。

4. 申込方法および期日

- ・申込方法：ホームページ申込フォームよりお申し込みください。※申し込みは先着順です。
- ・申込締切：2026 年 10 月 31 日（土）※定数に満たない場合は、追加募集を行う場合があります。

5. お問い合わせ先

愛媛県総合運動公園

電話番号：089-900-0870

Email：suport@tobemori-seeds.com

II. クリスマスフリーマーケット 出店規約

本フリーマーケットの健全かつ安全な運営および円滑な進行のため、出店者は愛媛県立都市公園条例第3条に定めるもののほか、本出店規約を遵守しなければならない。

第1条（販売禁止商品）

出店者は、次に掲げる物品の販売等を行ってはならない。

- （1）偽ブランド商品及びコピー品
- （2）海賊版ソフト、アダルトビデオ、その他風紀を乱すもの
- （3）法令に反するもの
- （4）飲食品
（傷みやすい食品や、営業許可・資格を持たない個人による調理物の販売等は不可とする）
- （5）免許証や許可がないと販売できないもの
- （6）生き物、植物
- （7）手作り雑貨
- （8）商品内容に関わらず、クジ等の方法による販売はできません。露天商的な販売は不可。
- （9）モデルガン・エアガン・刃物等
- （10）その他主催者が不適当と判断したもの

第2条（開催時間および搬入・搬出）

- 1. 開催時間は厳守とする。出店者は、午前8時00分から午前9時30分までの間に、中央広場への車の乗り入れ及び荷物の運搬を完了しなければならない。遅れた方は、車の乗り入れができない場合があるため留意すること。
- 2. 開店は主催者の指示により、午前10時00分より一斉に行う。開店前の出店者同士での売買行為は固くお断りする。
- 3. イベント終了時間15時より以前に、販売終了等の理由で閉店する場合は、主催者の許可を得てから閉店および撤去を行わなければならない。

第3条（出店許可書の提示）

出店者は、フリーマーケット開催中、指定されたブース内の見やすい場所に必ず「出店許可書」を掲示しなければならない。

第4条（ブースの使用制限および譲渡禁止）

- 1. 指定された出店場所からのみだしは厳禁とする。ブース間の線については隣との境界線になるため、物品等は置かないよう留意すること。また、ブース内にはお客様の通路を必ず確保しなければならない。
- 2. 出店ブースの権利を第三者へ譲渡すること、または又貸しすることはできない。

第5条（販売および接客における禁止・義務事項）

1. 機械や電化製品（おもちゃを含む）及び高額商品（3,000 円以上）の販売については、購入者への動作確認の説明と、連絡先（氏名・電話番号等）の提示を義務付ける。
2. 当日会場内において、購入した商品をさらに高値等で売買取引する転売行為は禁止する。
3. 無料譲渡（タダ配り）は原則禁止とする。ただし、商品購入時等の「おまけ」としての提供はこの限りではない。
4. 会場内におけるビラ配りやアンケート等の勧誘行為、および政治・宗教・商用目的の宣伝は一律禁止する。
5. ブース内で音楽を流すのは禁止とします。

第6条（免責および紛争解決）

1. 会場内における貴重品、販売商品の盗難、紛失、破損、損傷、その他の事故については、愛媛県総合運動公園および主催者は一切責任を負わない。各出店者の自己責任において管理すること。
2. 出店マナーや出店者同士のトラブル、接客マナー、価格および販売商品に対する苦情やトラブルが発生した場合は、当事者同士において円満な解決を図るものとし、当園は一切責任を負わない。
3. 主催者の警告や指示に従わない出店者は、出店許可を取り消し、即時退去を命じることがある。

第7条（環境美化および現状回復）

1. イベント撤去時の清掃は出店者が責任をもってきれいに行わなければならない。開催中に発生したゴミは各自ですべて持ち帰ること。持ってきたものはすべて持ち帰ること。
2. 微細なゴミ（クリップや糸くず等）であっても、残存すると芝生管理車両（芝刈り機等）の故障につながる恐れがあるため、清掃時は細心の注意を払わなければならない。
3. 園内の施設、植栽等を傷つけたり破損したりした場合は、現状回復を行うか、またはその損害額を弁償しなければならない。

第8条（安全管理および喫煙等）

1. 会場内での火気（カセットコンロ・ストーブ等含む）の使用は一切禁止する。電気ストーブは使用可能ですが電源はございませんので、ご準備ください。
2. 喫煙は、園内の指定された所定の喫煙所でのみ行うこと。ブース内での喫煙は厳禁とする。

第9条（誓約書の提出）

参加が承認された団体、グループおよび個人は、以上の規約を遵守することを誓約し、イベント当日、受付に「誓約書（別紙様式）」を記入の上提出しなければならない。